平成29年12月橋本市議会定例会会議録(第3号)その2 平成29年12月5日(火)

(午前9時30分 開議)

○議長(岡 弘悟君) おはようございます。 ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長(岡 弘悟君) これより本日の会議を 開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(岡 弘悟君) これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条 の規定により、議長において6番 小林君、 17番 井上君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(岡 弘悟君)日程第2 一般質問 を 行います。

順番7番、1番 松浦君。

[1番(松浦健次君)登壇]

○1番(松浦健次君)おはようございます。 私は、本日、三つの質問をさせていただき ます。

一つ、損害賠償について、なぜ請負業者を 特に優遇するのか。

市が契約を結んだ相手方が契約不履行とした場合に、市は相手方に対して通常発生した全損害額を賠償請求します(民法416条)。しかし、請負契約では、いかに大きな損害が発生しても、1割以上の損害賠償請求はできず、残りの損害は市民の税金で負担することになっています。納得できない。合理的根拠の説明を再度求めます。

2、ブラック企業並みの小・中学校教職員

の職場環境の改善の進捗状況いかん。

昨年12月に教育委員会が実施したアンケートでは、全職員372名中、1カ月100時間以上の時間外労働は46名、12%、80時間以上100時間未満、53名、14%。また、約80%の教職員がほぼ毎日持ち帰りを含む時間外労働を行っている。その上、仕事についての精神的負担が大きい、非常に大きいが約40%もいます。しかも、これらの時間外労働は、時間外手当ゼロであり、まさにブラック企業そのものであります。

政府は、割り増しの時間外給付を当然の前提として60時間を上限としており、80時間を超える場合には過労死や心身の健康に障がいが出る危険があるとしている。私は本年3月議会でこの問題を指摘したところ、教育委員会ではさまざまな改善策を示されましたが、その進捗状況を伺います。

三つ目、国の大切さ、国の安定に関する教育について伺います。

国の安泰なくして国民の生命、財産、身体 も、日々の平安な生活も、人権の保障もあり 得ない。憲法9条改正も、国の安泰に大きな 影響を与えます。中学校を卒業して3年たて ば国政を左右する選挙権を与えられる制度の もとで、どのような教育を施す考えかの説明 を求めます。

以上であります。

○議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君の質問項 目1、損害賠償についてなぜ、請負業者を優 遇するのかに対する答弁を求めます。

総務部長。

[総務部長(吉本孝久君)登壇]

○総務部長(吉本孝久君)損害賠償について なぜ、請負業者を特に優遇するのかとのご質 問にお答えします。

平成29年3月、6月、9月市議会定例会において答弁いたしましたとおり、中央建設業審議会は、当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告しており、発注者及び受注者はその請負契約書に基づき契約を行っています。

議員おただしの件について国土交通省にも 出向き協議いたしましたが、当事者間の力関 係が一方的であることにより、契約条件が一 方にだけ有利に定められてしまいやすいとい うような問題が生じるため、中央建設業審議 会が標準請負契約約款を勧告しているという ことや、損害の立証が困難であるため、違約 金の割合を一定にしているとのことでありま した。

また、市顧問弁護士及び市雇用弁護士にも意見を聞きましたが、違約金条項にただし書きを追加した契約書を作成する場合は、慎重にすべきであるとの見解であるため、中央建設業審議会が勧告している標準請負契約約款に基づき請負契約書を締結しており、請負業者を特に優遇しているわけではありません。

〇議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君、再質問 ありますか。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)まず、国土交通省に私も行きまして、それで伺ったところ、逆の説明を受けました。つまり橋本市は自由に損害賠償の額を決めていただいていいということでした。その後で市当局が行かれたんですけれども、うちの松浦議員が来て、こういう答弁、回答をされたそうですけども、それとの逆の話でどうなっていますかと、国土交通省にこの回答をもらったときに聞いてくれましたか。

〇議長(岡 弘悟君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君) 国土交通省との協議におきまして、そういう議員おただしの件につきましては、あくまで最終的には市の見解であると、契約書を変更するのは市のほうで考えるということでございましたので、そういうことで、契約書のただし書きを追記することは考えておりません。

○議長(岡 弘悟君)総務部長、松浦議員が聞かれているのは、その後に、もう一度聞き直してくれましたかというお話を聞いているので、今は一番最初の説明を繰り返しているだけになりますので、その後、聞いたか聞かなかったかをお答えください。

〇議長(岡 弘悟君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君)国土交通省に出向 きそういう話をしておりますけども、その後 は確認をしておりません。

〇議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) それではここにある答 弁と違うじゃないですか。自分に都合のいい ところだけをつまみ食いして、こういうふう に言っているからという話で、それは僕は非 常にひきょうな話だと思いますよ。もっと公 明正大にびちっと答弁について回答していた だきたいと思います。いかがですか。

〇議長(岡 弘悟君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君)6月議会のときに 議員の質問に対しての答弁書を国土交通省に 持って行きまして、それにおいての協議でご ざいますので、それにつきましてはきちんと 協議をしているというふうに考えております。 ○議長(岡 弘悟君)総務部長、ということ は先ほどの話は、その後にそれをされたとい うことですね。その後されたんですね。そこ

がはっきりしとかないと、松浦議員との議論

がかみ合わなくなります。つまり、議会で松 浦議員が質問された後に、答弁書を持って議 論されたということですね。その辺ははっき りしといてください。

総務部長。

○総務部長(吉本孝久君) 今、答弁させていただいたとおり、松浦議員の一般質問があってから、議事録を持って国土交通省に出向き、協議をさせてもらったということでございます。

〇議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) もう10分たっている。 時間もったいないんですよ。もっと的確に答 弁、端的にしてください。時間を延ばして私 の質問時間を制限しようとか、削らせような んて、そういう魂胆があるかどうかは別とし て、極めて不誠実な感じ。私は一生懸命勉強 して、それなりに質問して、市民のために役 に立つように頑張って質問しているんですよ。 もっと誠実に答えてください。

では、国土交通省に出向きしたと。契約条件が一方にだけ有利に定められてしまいやすいというような問題が生じるって、具体的にどんな問題ですか。

〇議長(岡 弘悟君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君) 一方にだけ有利な問題が生じるという話でございますけども、例えば、違約金につきましては1割というふうに定めております。それで、その1割を違約金としてもらうときには、何も実施をしないで1割をもらえるということでございます。そういうことでのも実施をする必要がないということで1割というな表現にさせてもらっておるところでございまして、そういうただしまるところでございましては、市の雇用している弁護士、それから市の顧問弁護士

にも相談したところ、そういう表現をすることは慎重にすべきではないかと。ということにつきましては、標準請負契約約款に基づき 契約をすることが妥当であるということでございます。

〇議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)問いに対する答えになっていないんで、ちょっと答弁を整理してくださいよ。議長、こんなん時間もったいない。
僕、議員として仕事できませんわ。

○議長(岡 弘悟君)松浦議員の問いは、問題点を……。

○1番(松浦健次君)いやいや、整理してもらって。時間もったいない。こんな聞いていることに答えないで、むちゃくちゃな話をしないでくださいよ。私は一方的に1割の損害賠償になったのはどうしてかと。そしたら、答弁としては、一方的に不利益な契約ってどんな契約ですかと聞いているんだから、こんな契約があるから1割にしたんですよって、そういう答弁をしてもらわな困るんですよ。

○議長(岡 弘悟君) この際、暫時休憩いた します。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時45分 再開)

○議長(岡 弘悟君)再開いたします。 この際、午前10時まで休憩いたします。

(午前9時45分 休憩)

(午前10時7分 再開)

○議長(岡 弘悟君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(吉本孝久君) 先ほどの契約条件が一方にだけ有利に定められてしまいやすいというような問題が生じるということにつきまして、契約書につきましては違約金は1割と。その1割は保険をかけてし書さんですけども、それに1割とするただし書することができるというふうになれば、保険ことになりますので、そういうに考えられますので、市としているというふうにだし書きを記載することについては難しいということであります。

〇議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) ちゃんとした契約を履行してくれる業者を選べばいい話で、資金力があるかないかの話とまた別な話なんですわ。きっちりやってくれる業者、実績のある業者、また、みんなから考えても、あの業者に頼んで当然やと、問題ないわと、これはやむを得ない話やなと言われるような業者を選ばなあかんという話ですわ。誰から見ても、えらいもん、請け負いしたなと言われるような業者に発注することがおかしいんですよ。そこのところを十分気をつけてください。

それで、また、いろんな話、私、やっぱり、一方的に有利に定められると、請負業者保護のために、70年前にそういう制度ができたんですけども、今、一方的に業者をいじめるような仕事を橋本市は発注しない、するはずがないと。70年前にできたその制度を、現実に全く根拠がないにもかかわらず同じように押し通そうとしている、そこに問題があると私は考えているんです。

だから、おかしかったら、国がどうの県が どうのと言わないで、市民の立場に立って、 誰もが納得できるような仕事をしてもらいた い。今の話、市民の方に聞いたら、めちゃくちゃ怒っていますよ。納得できるのは役所の幹部連中だけと違いますか。この話は、じゃ、全く改善の余地ないと、市民の税金で業者の損害額を負担させる、肩がわりさせる、1割以上はそうなるんだと、橋本市はそういう政策をとりますと、そういうことでよろしいですね。

〇議長(岡 弘悟君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君)今のご質問でございますけども、この損害賠償を教訓に入札制度の見直しをしております。前払金につきましては5,000万円を1億5,000万円に上げたり、それから、罰則の強化ということで、そういう指名停止処分をした業者につきましては3等級の引き下げというふうな形で罰則を強化しまして、さらに、市に対する税以外の未納債権がないことも条件化しているということで、そういう形で、業者登録時にそういう市に債権の未納がないかどうかというのを条件化しておるということで、そういう入り口のほうで未然に防ぐということも考えております

〇議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) そういう改善をしていただいたことを、私も十分承知しております。 その上で今の契約の方法がおかしいという質問をさせてもらったんですけども、市当局の考えがそうでしたら、これ以上、水かけ論になりますので、一応、いろんな面から、まだこれで十分とは私も納得全然してませんけど、次の質問もありますので、この問題についてはこれで終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長(岡 弘悟君)次に、質問項目 2、教職員の職場環境の改善の進捗状況に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 (小林俊治君) 登壇〕

○教育長(小林俊治君)ブラック企業並みの 教職員の職場環境の改善の進捗についてお答 えします。

3月議会、9月議会でもおただしのありました学校教職員の職場環境についてですが、 教職員個々の差はあれ、橋本市においても教 職員の長時間勤務については課題があります。

具体的な対応策については、まず4月から 勤務時間チェックシートを導入しています。 教職員の出退勤時刻はもちろん、学校内外の 時間外業務時間をエクセルシートに入力し、 月ごとの時間外業務時間を確認できるように しています。このことにより、教職員の勤務 時間についての意識改革が少しずつではあり ますが進みつつあります。学校長に対しても、 業務の効率化に向けた点検シートを3カ月ご とに行い、意識改革に努めています。これか らも学校長には教職員との面談を適切に行い、 個々の業務量を把握するとともに、特定の職 員に過度の負担がかからないよう指導・助言 を行います。また、有給休暇の取得促進を積 極的に図り、教職員のメンタルヘルスに努め ていきたいと考えています。

次に、学校運営マネジメントの改善を図るとともに、管理職にリーダーシップによる無理のない学校運営体制の構築を図っています。多忙感から充実感に変えられるよう、目標を共有化し、学校がチームとして組織的に取り組める学校運営をめざしています。また、学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールや共育コミュニティを通じて、地域、保護者と連携し、学校支援を強化できるような体制の構築を図っています。

具体的な業務軽減・業務改善については、 教員の増員要求、スクールカウンセラーやス クールソーシャルワーカー等の専門的職員の 配置充実を県教育委員会に要求しています。 また、校務支援システムの導入、給食費徴収 業務の教育委員会への移行等、事務的な業務 量の軽減に努めています。

中学校の部活動については伊都地方教育長会で協議を行い、「1週間のうち1日は休養日を設ける。休養日は、原則、土・日とする」、「平日は2時間程度、休日は特別な場合を除き、4時間までを原則とする」等の指針を、今年の5月に示しています。この指針に基づき、教職員は休養日を設けています。

このような取り組みを行っておりますが、 教職員の長時間勤務については大きく改善さ れている状況ではありません。

課題解決のためには法改正等を含め、抜本的な改革も必要だと考えています。今後、国や県の動向を注視しながら、橋本市としてできることに継続して取り組んでいきたいと考えています。

〇議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君、再質問 ありますか。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)ありがとうございます。

私がこの問題を取り上げて質問するように なってから、教育委員会も誠実に取り組んで いただいており、いろんな実績も上げていた だいておると思います。まだ、しかし、それ は不十分な面もたくさんありまして、今、答 弁されたようなことが理想的に行われていれ ばいいんですけども、なかなか、私があっち こっちから聞く情報によりますと、いろいろ 問題点もあると。教育長もそれを認めておら れると思うんですけれども、特に私が気にか かりますのは、中学校のクラブで担任を持っ ていると。そういうことで、平準化という観 点からすれば、そういう人たちが職員室で、 明日、土曜日、日曜日も出てこんなんという その中で作業をしているときに、隣に座って いる先生が、今度の日曜日、土曜日、あそこ

へ遊びに行くんや、あの温泉へ行くんやとか、 そういうことを無神経に話をしておる方もお られると。やっぱり仕事の平準化という点に ついては、これ、一つ学校だけじゃなくて、 私、14年間文教厚生委員をさせていただいて、 いろんな先生方とも懇意にさせていただいて いるその中の情報を集めて、かいつまんで申 し上げているんで、その辺の平準化という点 について、教育長さん、頑張っていただきた いと思いますが、いかがお考えでしょうか。

〇議長(岡 弘悟君)教育長。

○教育長(小林俊治君)確かに、議員おただ しの教職員の勤務の平準化というのは、非常 に大事なことであります。校長会等でも話を させていただいて、4月当初の校務分掌の割 り振り等については、みんなの意見を聞いて 勤務の平準化を図るようにという指導を行っ ています。

それから、部活動については、私自身も校 長の時に、教職員の配置が決まったときに一 番気になるのが部活動でした。全ての部、誰 が持ってもらえるかというイメージをして、 できない場合は私自身も監督をした体験もご ざいます。現在、部活動については国も力を 入れていまして、学校外の指導者、今、橋本 市では7名の方に来ていただいておるんです けども、そういう方々を導入して、教職員の 負担のないような形をとらせていただくのと 同時に、確かに、家庭生活で部活動というの は土曜日等もございますし、実際、引率はで きても指導はできないという方もおられます。 それは学校全体で、先ほど議員おただしのよ うに、平準化をめざして慎重に協議をしてい ただくということが大切かなと思っています。

それと同時に、平準化をめざして、一度、 学校長だけではなくて、現場にいる先生方の 声を聞く機会というのも持っていきたいと、 そのように思っています。 ○議長(岡 弘悟君)次に、質問項目3、国の大切さ、国の安泰に関する教育に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 (小林俊治君) 登壇〕

○教育長(小林俊治君)国の大切さ、国の安 泰に関する教育についてのご質問にお答えし ます。

国の安泰については、平成28年9月議会で答弁したとおり、平和は自然発生的にできたものではなく、過去の長い歴史の中で人々が苦労して、また、尊い命を犠牲にまでして獲得してきたものです。今後も平和を維持し守るためには、国民一人ひとりが平和について学び、考え、若い世代にも語り継いでいくことが大切であると考えます。

学校教育においては、国の安泰という言葉は特に使用していませんが、平和については、学習指導要領に示されているように、児童生徒の発達段階に応じて、教科等の中で指導を行っています。

今回の学習指導要領改訂で、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から完全実施とされる特別の教科道徳では、日本人としての自覚を持って国を愛し、国家の発展に努めることや、世界の中の日本人としての自覚を持ち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することが内容項目に盛り込まれています。

また、中学校社会科では、世界の平和と人類の福祉の増大という内容があり、その中で、「世界平和の実現と人類、福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民間の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際、日本国憲法の平和主義について理解

を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。また、地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解させる」と定められています。

これを受けて学校では、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の日本国憲法の基本原理や、日米安全保障条約、アメリカ軍基地問題、朝鮮半島情勢、憲法改正論議などの時事的な課題や問題についての客観的事実とさまざまな考えがあることを学んでいます。

これらの学習を通じて、平和について深く 考え、将来、我が国の平和の維持のため、世 界平和実現のために自分たちに何ができるか、 何をすべきかについて考えられる大人に成長 していってほしいと願っています。

また、中学校を卒業して3年で選挙権が与えられる現行制度のもと、主権者として、政治や選挙、社会情勢など社会に関する理解を深めながら、我が国や地域の課題を理解し、課題を多角的・多面的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠を持って自分の考えを主張しつつ、他人の考えに耳を傾け、合意形成を図っていく力をつけさせたいと考えています。

最後に、現在、私たちの多くが戦争を知らない世代です。過去の戦争の悲惨さや非人間性を忘れることなく、これまでの人々の平和への願いを次の世代に引き継いでいく必要があります。国の平和、安泰については、学校教育だけでなく、社会全体で取り組んでいく必要があると考えます。

〇議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君、再質問 ありますか。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)順を追って、答弁について疑問点をただしていきたいと思います。

まず、はじめに述べられた、平和は尊い命を犠牲にしてまで獲得してきたものですということは、この平和を守るためには、尊い命を犠牲にしても守るべきだとお考えでしょうか。

〇議長(岡 弘悟君)教育長。

○教育長(小林俊治君) 私自身は、戦争が起 こらないことが大前提であると考えています。 今までの尊い犠牲になった命を大切にすると いうことは、二度と戦争を起こさないという ことだと考えています。

〇議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)二度と戦争を起こさないためには、平和の要素としてどういうものが必要とお考えでしょうか。

〇議長(岡 弘悟君)教育長。

○教育長(小林俊治君)やはり国際協調、日本の国が国際協調をしながら、日本だけが受けた、いわゆる原爆による被害をしっかりと外に発信していく必要がある、そのように思っています。

〇議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) 私は日本の国の平和の 要素を、侵略しないことと侵略されないこと とこの二つがあって初めて、日本の平和、安 泰が保たれると考えます。その辺いかがでし ょう。

○議長(岡 弘悟君) 松浦議員、教育長の立場で今、お話をされているんですけども、今の投げかけた質問によりますと、教育長の個人的な考えがどうしても反映されるのが強くなるので、橋本市全体の教育としてどうしていくかという質問に変えていただければと思うのですが。今の内容になると、ちょっと市議会で議論するというよりは、個人同士の話になってしまいますので。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)教育の最高責任者がど ういう基本的な立場で、国の安泰について教 育していくかということを、私は市民の立場 に立って伺いたいので今のような質問をさせ てもらっております。

○議長(岡 弘悟君) それは理解できるんで すけども。

○1番(松浦健次君) そしたら、平和の要素というのは、侵略しないこと、侵略されないこと。国の安泰というのは、初めてこのごが相まってできるんですけれども、(人) 憲法について正義というときに、て全くにつて立た。ですれないこと、それないですけども、それないことにはどうすべ、前し、とにはどうすべ、前し、とにはどうするが、前し、大間相互のでは恒久平和を急順し、人間相互のではにないない。すなわち、願し、く自覚するのではに大平和を対して、大きの安全と生存を保持しようという意味ですか。これ、どういう意味ですか。これ、どういうでは、ではいるには、というでは、というでは、では、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というのは、では、というのは、は、は、というのは、というないは、というのは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、というないは、といいるいは、というないは、というないは、といい

(「議長、国家論とか憲法論はここでする べきと違うやん」と呼ぶ者あり)

○1番(松浦健次君) そうじゃない。基本的には、日本の国民を養成するためにどういう教育を行っているかと。だから、ここでは、そういう憲法の平和主義を教えていくんですわ。そしたら、その憲法の平和主義というのは、平和を愛する諸国民の公正と信義ととすいるんでする諸国民ってどこにおるしたと、こういう憲法を教えているとでする諸国民ってどこにおるんですかという話ですわ。平和を愛する諸国民ってどこにおるんですかという話ですわ。平和を愛する諸国ですかという話ですわ。ではあるかと。どこにおるいと。だから、そういうことを教えるということなんですよ。実態に

かけ離れた夢物語を教えているということに なるんですわ。そう私は思うんですけど、い かがですか。

〇議長(岡 弘悟君)教育長。

○教育長(小林俊治君) 平和主義について、 議員のお考えを今お聞きしました。ただ、学 校現場におきましては、やはり、日本国憲法、 それから教育基本法、そして学習指導要領に のっとって教えていく。それをしっかりと教 えていくというふうに私は思っています。

〇議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)教育長の前回の答弁に もありますように、国民は多面的に多様な考 えを持って、物事を判断して生きていけるよ うな人間をつくらなければだめだということ であれば、これはうそっぱちですよと。憲法 はこうだけれども、こんな現実が憲法の予想 する現実じゃないんだと。大変だということ も教えることが、教育者として当然必要では ないんでしょうか。

○議長(岡 弘悟君) 1番 松浦議員、先ほどの答弁で教育長は、教育長の立場として、今、教育要綱にのっとってやっておられるという答弁をされております。そして、松浦議員のお話されていることも理解はできるんですけども、今、教育長の立場でそれを答弁できるかというと答弁できないと思われるので、先ほどの答弁がいっぱいだと思う。ただ、個人的なお話で教育長の意見は聞けるとは思うんですけども、教育長の立場としてはちょっとしんどいかなと。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)例えば、平和を愛する 諸国民の公正と信義に信頼して、平和を愛す る諸国民って、そんな国はないんですよと、 それも教えることが、真理を知って、事実を 知った上で、国民というのはいろんな能力を つけて政治を判断していくことでしょう。そ れも教えなければ、私個人的にどうのこうの と言うとる話と違うんですよ。こういう事実 があるんだということを教えるのも、教育者 の義務だと僕は思うんですけど、いかがでし ょう。

○議長(岡 弘悟君)教育長、そういった教 えができるかどうか。それをお答えください。 教育長。

○教育長(小林俊治君) 先ほどの答弁でもお話させていただきましたように、日米安全保障条約、アメリカ軍基地の問題、それから、朝鮮半島情勢、憲法改正論議等の時事的なことについても教科書は扱っております。そしてまた、新聞等の記事を用いて各学校では授業を行っておりますので、時事的なことについても子どもたちは知識を吸収していると、そのように考えています。

〇議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

〇1番(松浦健次君)時事的なことよりも、 最も基本的な原理的なことをきちんと教えな あかんという話を僕はしているんです。憲法 には、いろんな人権規定があります。それは いろんな経験から、これが守らなければ人間 の尊厳が侵されると。これも、これも、これ も大事だと、いろんな経験からそういう人権 というのが憲法で規定されるようになったん です。例えば、表現の自由とか、民主主義と か、思想良心の自由、こういうものは大事だ と、いろんな経験を積んだ上で、人類にとっ ては、人間の幸せにとってはこれは必要だと いうことで規定されて保障されているもので す。ところが、憲法9条にしても、こんな経 験は何の経験も、人類史上経験なし。そうい う無防備でおったところはみんな侵略されて、 残虐行為を受けて。

> (「個人の憲法論はやめてください」 と呼ぶ者あり)

○1番(松浦健次君)個人の憲法論と違うよ。

いやいや、基本的に国民としてどういう教育を受けるべきかと、市民としてどういう教育を受けるべきかという話をしているんです。 憲法9条にしても、何の歴史的な根拠もないんです。突然出てきてこれで行けと。そこの違いを、ほかの人権と同じように考えて、実績も何もない憲法ですわ、9条は。そういう実態というのを市民に知らせる、あるいは、子どもたちに教えると、それに目をつぶって。

(発言する者あり)

○1番(松浦健次君)議長、ちょっと静かにしてもらってください。事実を言っているんです。私は自分の思いを言ってるんじゃなくて、事実はこうですよと、こういう事実は、客観的な事実は教えるべきですよという話をしているんです。

O議長(岡 弘悟君) 暫時休憩いたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○議長(岡 弘悟君) 再開いたします。この際、11時まで休憩いたします。(午前10時38分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○議長(岡 弘悟君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

1番 松浦議員、再質問をお願いいたします。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) いろいろ控室で話を伺っていたんですけども、私としては、教育長は常日頃言っておられるように、多様な見解、多様な事実、多様な意見、価値観、こういうものを子どもに教えることによって、子どもがその中から正しい自分の考えを形成していくと、これが教育だというふうにいつもおっ

しゃっているんで、私もきょうの質問でいろんな観点から話をさせてもらったんですけども、その辺のところ、なかなか意見が一致というかな、私は多様な意見の一つだと、多様な価値観の一つだと、多様な事実の一つだと、 これをぜひとも子どもたちに教えてほしいと思ったんですけども、なかなか教育長は、それは立場上難しいというようなお話なんですけども、最近、最近というか去年かおととしで、教育長の任命権を市長が持ちましたので、今のやりとりについて、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

〇議長(岡 弘悟君)市長。

[市長(平木哲朗君)登壇]

〇市長(平木哲朗君)松浦議員の質問にお答 えをします。

いろいろ私、議場で聞かせていただきまし た。その中で松浦議員の考え方もよくわかり ましたし、この問題に関してはいろいろ議論 をこれからされるべきだとは思います。今、 憲法改正問題も出てきている中で、じゃ、本 当にここの部分の議論というのは、国がしっ かり私は議論をしてもらって、その中で教育 指導要領にきちっと載せてくるんであれば載 せてきたらいいと思いますし、もう一つ、じ や、この問題に対して、教職員が本当に教え られるのという問題もあると思います。教育 長がやると言っても、教職員の方でもいろん な憲法感があって、それぞれの考え方を持っ ているということにもなりますので、そうい う中で本当に橋本市の教育の中で議論ができ るのかなという、逆に、先生の考え方を押し つけるような形になればだめですし、本当に どういう教育をしていくのかということをし っかりと、やはり国で、これから道徳の時間 というのができますので、そういう中でどう いう教え方をしていくかということだと思い ます。

私も教育長を任命しておりますので、教育 長の言っていることは間違いないと思います。 一方に偏った考え方を、授業の中でやってい くというのはいかがなものかと思いますし、 反面、松浦議員がおっしゃることも理解でき ないこともないですけども、それも私が市民 の人に押しつけるというのもおかしなことで ありますので、この問題については、本当に 国の安泰、国の安全について、国がもっと真 剣に議論をしていただいて一つの方針を出し ていただく。松浦議員も国に対してもっとも っと意見を言っていただくような、その中で 議論を国会議員ともしていただけたらなとい うふうに思いますので、今、教育長がお答え したのが、橋本市の教育としては精いっぱい のことかなというふうに認識をしております ので、ご理解願います。

〇議長(岡 弘悟君)松浦君。

○1番(松浦健次君)これで終わっておこう と思ったんですけども、何か誤解されている ような感じで、私は偏った教育をしろとかと いうんじゃなくて、今、偏り過ぎているから、 バランスをとるために、事実として必要なこ とは教えるべきですよ、そういう話をしてい るんで、これ以上いろんな話をしても、なか なか受け入れてもらえるような状況じゃない んでやめますけども、やっぱり事実として、 こんな問題ある、あんな問題あると、憲法を 教えるとかそんな話じゃないんですわ。そん な難しい話をしてないんですよ。事実をなぜ 教えないのかと、問題点はこんな問題あるで と、誰もが認めることをやっぱり教えなくち やね、多様な価値観、多様な情報に触れて自 分の考え方を形成していくと、そういう人間 をつくるための教育として、僕、教育を放棄 していると思いますよ。

以上で終わります。

〇議長(岡 弘悟君)1番 松浦君の一般質

間は終わりました。